

適合証明業務(フラット35)申請手数料

地域別割増手数料

神奈川県版

● 下表の対象地域の場合は、割増手数料を申請手数料に加算いたします。

地域区分	割増手数料	対象地域(神奈川県)
A地域	5,000円	小田原市、南足柄市、山北町
B地域	10,000円	平塚市、秦野市、伊勢原市、二宮町、大磯町、中井町、松田町、大井町、開成町
C地域	15,000円	厚木市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、海老名市、大和市、綾瀬市、座間市、寒川町、愛川町、清川村
D地域	20,000円	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

- ※1. 消費税含む。
- ※2. 建築基準法による中間・完了検査または住宅性能評価(建設)を当センターで行っている場合は除く。
- ※3. 同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合には、1つの検査申請のみに割増手数料を加算する。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除く。

